

会場で提供物を加工・調理等をする場合は、名瀬保健所に臨時の営業許可申請もしくは仮設の営業許可申請【仮設始業及び移動営業(キッチンカー)を除く】が必要です。臨時営業の許可証は発行されないため、役場に提出の際には、臨時の際は営業許可申請手数料領収証(写し)もしくは営業届(写し)を提出お願い致します。

飲食店の営業許可証を取得している場合でも、次の例に該当する場合は、臨時の営業許可申請または営業届が必要です。

飲食物販売の例	臨時の営業許可申請	営業届
営業許可を取得している店舗で加工・調理・パック詰めしたものをそのまま会場で販売する	必要なし	必要
店舗で加工・調理したものを会場で再加熱して販売する	必要	—
かき氷をその場で作って販売する	必要	—
生ビールや酎ハイ・ジュース等をコップに注いで販売する	必要	—

※上記以外の臨時の営業許可申請が必要かどうか判断に迷う場合は、名瀬保健所へお問い合わせください。

◆お問い合わせ先

・営業許可に関すること

名瀬保健所 TEL:0997-52-5411

e-mail: oosima-eiseiyakumu

@pref.kagoshima.lg.jp

・ふるさと祭出店に関すること

龍郷ふるさと祭協賛会 事務局

(役場企画観光課内) TEL:0997-69-4512